

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

長門市上下水道局より大切なお知らせ

令和元年10月1日より
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成17年 3月22日～平成19年 3月31日	令和 4年 9月29日まで
平成19年 4月 1日～平成25年 3月31日	令和 5年 9月29日まで
平成25年 4月 1日～令和 元年 9月30日	令和 6年 9月29日まで

更新については、対象
となる指定給水装置
工事事業者さま宛に、
通知をします。

●指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の更新の基準)**を準拠

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

- ※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、
適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認
- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
 - ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
 - iii. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
 - iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び
配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせ

長門市上下水道局 施設整備課 業務班 TEL:0837-23-1174